

青森県報

第四千四百四十号

平成二十八年
四月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……(障害福祉課) ……一

右 同 ……(同) ……一

基本測量の実施 ……(監理課) ……二

道路の区域の変更 ……(道路課) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告 ……(県民生活文化課) ……三

大規模小売店舗の新設に関する届出 ……(商工政策課) ……三

建設業者の許可の取消し ……(東青地民局) ……四

右 同 ……(三八地民局) ……五

右 同 ……(県北地民局) ……五

出先機関 ……(県北地民局) ……五

土地改良事業の工事の完了 ……(県北地民局) ……五

右 同 ……(県北地民局) ……五

右 同 ……(県北地民局) ……六

労働委員会 ……(事務局) ……六

あつせん員候補者の氏名等 ……(事務局) ……六

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 ……(病院課局) ……七

告 示

青森県告示第三百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名 称 | 所 在 地 | 変 更 日 |
|-----|------------------------|---------------|--------------|
| 変更前 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 | 八戸市大字白銀町字南ヶ丘一 | 平成 二六・四・一 |
| 変更後 | 独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院 | | |

青森県告示第三百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名 称 | 所 在 地 | 変 更 日 |
|-----|------------------------|---------------|--------------|
| 変更前 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 | 八戸市大字白銀町字南ヶ丘一 | 平成 二六・四・一 |
| 変更後 | 独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院 | | |

| | |
|---------------|---------------------------|
| 変更前 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 |
| 変更後 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 |
| 八戸市大字白銀町字南ヶ丘一 | |
| 平成 二六・四・一 | |

青森県告示第三百十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業期間

平成二十八年六月二日から平成二十九年三月三十一日まで

三 作業地域

| 図面 番号 | 道路 種類 | 路線 名 | 変 更 の 区 間 | | 変更の 前後別 | | 敷地の 幅員 | 敷地の 延長 | 備考 |
|----------|----------|---------|---|---|------------|---|----------------------------|--------------|----|
| 1 | 国 道 | 三三三八号 | 三沢市鹿中三丁目一四五の四八九から 三沢市三川目三丁目一四五の三三三まで | 三沢市鹿中三丁目一四五の四八九から 三沢市三川目三丁目一四五の三三三まで | 後 | 前 | 一五・九〇メートルから 一五・三〇メートルまで | 一、二五四・〇〇メートル | |
| 2 | 国 道 | 三三三八号 | 上北郡おいらせ町二川目四丁目七三の九一四から 上北郡おいらせ町二川目三丁目八二の三〇まで | 上北郡おいらせ町二川目四丁目七三の九一四から 上北郡おいらせ町二川目三丁目八二の三〇まで | 後 | 前 | 一七・七〇メートルから 一七・二〇メートルまで | 一、六二四・〇〇メートル | |
| 3 | 県 道 | 三沢七戸線 | 三沢市春日台三丁目一五四の七五九から 三沢市春日台三丁目一五四の一五七まで | 三沢市春日台三丁目一五四の七五九から 三沢市春日台三丁目一五四の一五七まで | 後 | 前 | 三六・五〇メートルから 三六・〇〇メートルまで | 五〇〇・〇〇メートル | |

青森県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年五月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 弘前市
- 平川市
- 南津軽郡藤崎町
- 南津軽郡田舎館村
- 三戸郡階上町

| | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 4 | 国 道 一〇一号 | 西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川三七六から 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川二〇二の八四まで |
| 後 | 前 | |
| A 一・九・一〇メートルから 一・四・〇メートルまで | B 一・九・一〇メートルから 一・三・六〇メートルまで | A 一・三・八・九〇メートル B 一・四・二・八〇メートル |
| A 一・三・八・九〇メートル | | |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人六ヶ所村体育協会

三 代表者の氏名

久保 勝廣

四 主たる事務所の所在地

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七八の二

五 定款に記載された目的

この法人は、六ヶ所村を中心とする地域住民を対象に、スポーツの普及・振興とスポーツ交流・健康づくりに関する事業を行い、地域住民の健康維持及び増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規

模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ小柳店・宮脇書店青森店

青森市小柳五丁目一九の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

2 株式会社東東商事

青森市小柳五丁目一九の二一

代表取締役 須藤東代吉

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

2 株式会社宮脇書店

香川県高松市丸亀町四の八

代表取締役 宮脇範次

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十二月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八三五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一〇五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一六四・六四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三一・三七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 紅屋商事株式会社

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(二) 株式会社宮脇書店

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時十五分

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設

二十四時間

(二) 荷さばき施設

午前六時から午前八時三十分

八 届出年月日

平成二十八年四月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年四月二十五日から同年八月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年八月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 相内建設株式会社

二 代表者の氏名 相内 喜久男

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字村元字一村元八の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一〇一九号

五 取消年月日 平成二十八年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 横町建設工業株式会社

二 代表者の氏名 横町 仁志

三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家二丁目一七の一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一二八三三号

五 取消年月日 平成二十八年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年二月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 サトウ工業

二 氏名 佐藤 勇男

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字大沢田字前田二九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一七四二九号

五 取消年月日 平成二十八年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

大放水地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十五日

西北地域県民局長 山 本 馨

一 県営土地改良事業の名称

かんがい排水事業

二 工事完了年月日

平成二十八年三月十八日

土地改良事業の工事の完了

切田辰ノ口地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十五日

上北地域県民局長 山 田 裕

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業（用排水施設整備）

二 工事完了年月日

平成二十八年三月二十五日

土地改良事業の工事の完了

奥戸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十五日

下北地域県民局長 神 重 則

一 県営土地改良事業の名称

一般農道整備事業

二 工事完了年月日

平成二十七年十二月十四日

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十五日

青森県労働委員会会長 大 澤 一 實

| | |
|-------|-------------------------|
| 氏名 | 職 |
| 大澤 一實 | 青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士 |
| 岩谷 直子 | 青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士 |

| | |
|-------|---|
| 赤城 国臣 | 青森県労働委員会委員（公益委員） 元弘前大学人文学部教授 |
| 大矢 奈美 | 青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部准教授 |
| 伊藤 佑輔 | 青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士 |
| 山内 裕幸 | 青森県労働委員会委員（労働者委員） 全日通労働組合青森支部執行委員長 |
| 鈴木バティ | 青森県労働委員会委員（労働者委員） U.A.センセイオングループ労働組合連合会オールサンデー ユニオン中央執行副委員長 |
| 小野 武司 | 青森県労働委員会委員（労働者委員） 三八五労働組合中央執行委員長 |
| 谷川 浩二 | 青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長 |
| 内村 隆志 | 青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長 |
| 北村真夕美 | 青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社青森経営研究所代表取締役社長 |
| 寺下 一之 | 青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長 |
| 藤本 和夫 | 青森県労働委員会委員（使用者委員） 協同組合青森総合卸センター専務理事 |
| 斎藤 悦朗 | 青森県労働委員会委員（使用者委員） 弘前航空電子株式会社取締役 |
| 小笠原 裕 | 青森県労働委員会委員（使用者委員） 一般社団法人青森県経営者協会専務理事 |
| 山内 潤一 | 青森県労働委員会事務局長 |
| 天内 章司 | 青森県労働委員会事務局次長 |
| 鈴木 孝志 | 青森県労働委員会事務局審査調整課副参事 |

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社E N E O Sサンエナジー仙台支店
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目の一
- 六 契約金額
一リットル 三十三円四十八銭
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十八年二月十七日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭